

平成26年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

国際公法

次の3問のうち、2問のみを選択し、解答しなさい。

1. 近代ヨーロッパ国際法の発展過程において、アメリカ合衆国が果たした役割がどのようなものであったかについて論じなさい。

2. 国際司法裁判所の管轄について、裁判条約・裁判条項および選択条項受諾宣言の場合を中心として、最近の事例を踏まえつつ、論じなさい。

3. 2013年7月に国際司法裁判所において行われた、「南極における捕鯨」訴訟の口頭弁論で、日本政府の代理人である、外務省の鶴岡公二外務審議官は、冒頭陳述および最終陳述において、以下のように述べました。この陳述について、国際法の観点から論評しなさい。

「法は発展します。ただし、国家間の合意がある場合においてのみです。合意の対象範囲、または合意の対象外となる範囲については、条約解釈上の確立したルールに依らなければ判断することができません。日本は、合意されたものを完全に尊重し、『合意は拘束する』の基本原則を尊重してきました。」

「パクタ・スント・セルヴァンダ（「合意は拘束する」）。合意したことは、守らなければならない。合意していないことには、拘束されない。これは国際法の中核的な原則です。日本が、〔商業捕鯨についての〕モラトリアム〔一時的中止〕を遵守しているのは、国際捕鯨取締条約の付表第10条(e)が日本をそのように拘束するからです。しかし、科学的な調査捕鯨を実施することは、国際捕鯨取締条約に合致しているので、禁止されていないと考えています。」

以上